

審議事項（１）

デマンドタクシー市外便の運行内容変更について

＜審議内容＞

令和５年４月より、デマンドタクシー市外便の運行内容を変更する。

変更点①：運行時刻の変更（より需要の多い時間帯へ）

変更点②：運行先の追加（水海道西部病院への経由）

変更点③：当日の予約時間変更の対応（帰りの便の時間が合わない場合は変更可に）

1 経緯・目的

デマンドタクシーの市外便については、令和元年度から実証運行を開始し、約４年が経過するが、利用者は未だ少ない状況にある。

昨年度実施した利用者へのアンケート調査では、「病院の利用時間と運行時刻が合わない」や「診療等の終わる時間が読めないので、帰りの便が利用しづらい」といった回答が多く、運行時刻の変更が改善点の一つとして挙げられる。また、「他の病院へも運行してほしい」という声も多く、現状の車両２台の運行で対応可能な病院への経由についても検討の余地がある。

以上のことから、前回の公共交通会議では、「市外便については、運行内容を見直したうえで、令和５年度も実証運行を継続する」ことで承認をいただいた。

については、今回、その運行内容の変更案について審議いただく。

2 運行内容の変更案について

変更点	現状	変更案
運行時刻	(別紙１のとおり)	(別紙１のとおり)
運行先病院	① 茨城西南医療センター病院 ② きぬ医師会病院	① 茨城西南医療センター病院 ② きぬ医師会病院＋ <u>水海道西部病院</u>
当日の 予約時間変更	不可	可 (ただし、市外便の帰りの便に限る)

3 水海道西部病院への乗り入れに係る関係機関との調整状況

関係機関	調整状況
水海道西部病院	了承済み
水海道ハイヤー・タクシー協議会	了承済み
常総市（公共交通活性化協議会）	適宜情報提供
坂東市内タクシー事業者	周知済み

4 今後のスケジュール

令和5年1月	坂東市地域公共交通会議で変更内容について承認を得る
令和5年2月	茨城運輸支局へ事業計画の変更を届出（運行事業者） 市民や関係者へ運行内容の変更を周知
令和5年4月	変更内容で運行開始

<現状の運行時刻>

市内発車時刻 (行き)	病院発車時刻 (帰り)
7:30	8:45
9:30	10:45
(運転手休憩)	(運転手休憩)
13:00	13:45
14:45	15:30

早く病院に着くと、外で待つこともある(きぬ医師会病院)

これまでに利用者いない

12時台に帰れる便が無い

16時台の方が需要あり



<変更案>

市内発車時刻 (行き)	病院発車時刻 (帰り)
7:45	—
9:15	10:45
11:45	12:30
(運転手休憩)	(運転手休憩)
14:45	15:45

現状より15分遅くする

回送にして、浮いた時間を他の運行に充てる

12:30 病院発の運行に伴い、12時前の発車に変更

最も需要の多い12時台に変更

現状より15分遅くする

※水海道西部病院を經由する場合

市内発車時刻 (行き)	病院発車時刻 (帰り)	
	水海道西部病院	きぬ医師会病院
7:45	—	—
9:15	10:55	10:45
11:45	12:40	12:30
14:45	15:55	15:45